

奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会 運営規約

(目的) 糖尿病を含む生活習慣病等の栄養指導を担当する管理栄養士を医療機関に紹介することにより、糖尿病医療の向上を図ることを目的とする。

(名称) この会を奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会とする。

(設立年月日) この会は平成 16 年 5 月 8 日に設立する。

(事務局) この会の事務局を奈良県吉野郡大淀町下淵 332 におく。

(事業) 奈良県糖尿病協会栄養士部会に所属し、かつ派遣栄養士の会に登録された管理栄養士を希望する医療機関に紹介し、医療の質向上に努める。

(紹介する医療機関) 管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関

(紹介手続き) 管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関の医師は、所定の派遣申し込み用紙に必要事項を記入し、奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会事務局へ FAX で送付する。事務局は前項の規定による依頼があったときは内容等を審議して依頼者に適任と認める登録管理栄養士を紹介、通知する。当該医療機関と管理栄養士との雇用契約は当事者間で行うことを原則とする。

(管理栄養士の登録) 奈良県糖尿病協会栄養士部会の会員であって登録条件を満たす者を奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会登録管理栄養士として登録簿に登録する。

(管理栄養士の登録条件) 奈良県糖尿病協会派遣栄養の会に登録しようとする者は
①管理栄養士の免許保持者であること②奈良県糖尿病協会栄養士部会の会員であること③栄養指導の経験があること④協会主催の糖尿病療養指導学習会に参加すること⑤栄養士会に所属していること の条件を満たしていなければならない。

(管理栄養士の研修)管理栄養士の栄養指導技能向上と指導実績の報告のために月例会をもうけ、研鑽を積むとともに情報交流に努める。

(経費) 登録および紹介に経費の負担は必要としないが、交通費を除く収入の 1 割を運営費にあてる。

(事務) 事務局が担当する。

(会計) 運営費の管理のために会計 1 名、会計監査 1 名をおく。

(その他) この事業に関わる必要事項は派遣栄養士の会員が審議の上定める。

附 則

① 会の役員は次の会員とする

事務局 奈良県吉野郡大淀町下湊 332 林野支圭子

会計 奈良県御所市三室 20 済生会御所病院 熊本登司子

会計監査 (奈良県糖尿病協会と兼任)

②この規約は平成 16 年 5 月 8 日から施行する。